

静岡県社会福祉施設指導監査実施要綱

(目的)

第1条 指導監査は、救護施設、乳児院、児童養護施設、養護老人ホーム（特定施設を除く）、軽費老人ホーム（特定施設を除く）、幼保連携型認定こども園及び保育所（以下これらを「社会福祉施設」という。）の運営状況等を調査し、社会福祉施設の適正な運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的とする。

(監査の実施機関等)

第2条 指導監査は、福祉指導課が実施する。

2 指導監査職員は、福祉指導課の職員をもって充てる。ただし、必要に応じて、健康福祉部の関係課及び健康福祉センターの関係課（以下これらを「関係課等」という。）の職員を加えることができる。

(監査方針及び主眼事項)

第3条 毎年度当初に指導監査方針及び主眼事項を策定し、要領に定めるとともに、関係課等に通知する。

(監査の種別)

第4条 指導監査は、一般指導監査、随時指導監査及び特別指導監査に区分する。

2 一般指導監査は、第5条第1項に規定する実施計画に基づいて行う監査とし、形態は、実地監査と書面監査とする。

(1) 実地監査は、一般監査と集合監査とする。

ア 一般監査は、社会福祉施設の事務所等において実施する監査方法とする。

イ 集合監査は、社会福祉施設を一定の場所に集合させて実施する監査方法とする。

(2) 書面監査は、社会福祉施設から提出された監査資料に基づいて実施する監査方法とする。

3 随時指導監査は、次の事項に該当する場合に原則無通告で実施する監査方法とする。

(1) 入所者、利用者及び関係者等の通報により、社会福祉施設の経営等に問題が生じている、又はその可能性があるとして認められる場合

(2) 入所者や利用者の安全管理体制を確認する必要があると認められる場合

(3) その他、随時指導監査を実施する必要があると認められる場合

4 随時指導監査は原則2名以上の福祉指導課職員が実施する。なお、内1名は主幹以上とする。

5 特別指導監査は、次の事項に該当する場合に実施する監査方法とする。

(1) 社会福祉施設の経営等に重大な問題が生じている、又はその可能性があるとして認められる場合

(2) 前回実施した一般指導監査に対する是正・改善計画の履行を特段の理由がなく怠って

いると認められる場合

(3) 不祥事等の発生により重点的又は継続的な指導監査が必要と認められる場合

(監査の実施計画)

第5条 指導監査実施計画は、毎年度当初に福祉指導課で作成する。

2 一般指導監査は、次のとおり実施する。

原則として、年1回実地監査により行う。ただし、前年度における指導監査の結果、概ね適正な運営が確保されていると認められる場合、軽費老人ホームについては、2年に1回、救護施設及び養護老人ホームについては、3年に1回とすることができる。

上記にかかわらず、法人等の運営に問題が発生した場合、又は通報並びに現況報告書の確認の結果等で社会福祉施設の運営に問題が発生するおそれがあると認められる場合は、必要に応じ、指導監査を実施することができる。

(監査の実施方法)

第6条 実地監査は、原則として、次の方法により行う。

(1) 監査日の2週間前までに対象となる社会福祉施設に対し、指導監査期日、指導監査職員の職氏名、監査の実施場所等、監査に必要な事項について文書をもって通知し、監査日の1週間前までに要領に定める指導監査資料の提出を求める。

(2) 指導監査職員は、社会福祉施設から提出された指導監査資料及び前回指導監査の指摘事項を十分に分析・検討し、あらかじめ問題点の所在を把握しておく。

(3) 指導監査は、当該社会福祉施設の職員の立会いのもとに行い、提出された指導監査資料及び証憑書類等により、当該社会福祉施設の職員から運営状況等について説明を求め、第9条に規定する事項を監査する。

2 書面監査は、原則として次の方法により行う。

(1) 書面監査は、前年度実地監査を実施した施設であって、次の要件を満たしている社会福祉施設に対して実施することができる。

改善指導事項がないこと、又は改善指導事項が是正・改善計画に沿って履行されていると認められること。

(2) 指導監査職員は、必要がある場合、電話等の通信手段により社会福祉施設に書類の内容等を確認することができる。

(3) 書面監査において疑義が生じた場合は、関係課等と十分協議の上、当該事項について実地監査を行う。

(4) 開設後1年を経過していない場合、社会福祉施設から実地監査を求められた場合又は福祉指導課長が実地監査をすることが適当であると認めた場合にあっては、実地監査を行う。

3 随時指導監査は、福祉指導課及び関係課等で十分な協議を行い、実施する。

4 特別指導監査は、福祉指導課及び関係課等で十分な協議を行い、その都度、個別に定めた方法により行う。

(市町との連携)

第7条 実地監査の実施にあたり、当該施設が所在する市町と連携し、指導監査に係る情報の交換を行うほか、必要に応じて市町の関係職員の立会いを求める。

2 市町と連携し、当該社会福祉施設職員の負担軽減に努め、効果的な指導監査となるよう努める。

(趣旨説明等)

第8条 指導監査職員は、実地監査に当たって、当該社会福祉施設の職員に対し、あらかじめその趣旨を説明する。

(指導監査事項)

第9条 社会福祉施設の指導監査は、次の事項について行う。

- (1) 運営管理の状況
- (2) 入所者処遇の状況
- (3) 前回指導監査指示事項に対する是正改善状況
- (4) その他必要と認められる事項

(結果の復命等)

第10条 指導監査職員は、指導監査終了後、速やかに指導監査の結果について、要領に定める指導監査調書により福祉指導課長に復命又は報告する。

(結果の検討)

第11条 福祉指導課は、前条の復命又は報告について綿密に検討し、その問題点を明らかにし、改善を要する具体的な措置（以下「改善指導事項」という。）及び助言指導を要する事項（以下「助言指導事項」という。）を決定する。この場合において、社会福祉施設を所管する健康福祉部の関係課の意見を求める。

(改善等の指導)

第12条 改善指導事項については、社会福祉施設に文書をもって通知し、改善指導事項の具体的な改善の結果又は計画（以下「是正・改善計画」という。）について期限を付して報告を求める。

2 助言指導事項についても、必要に応じて具体的な是正・改善計画について期限を付して報告を求めることができる。

(改善計画の確認等)

第13条 前条に基づき社会福祉施設からは正・改善計画の報告を受けた場合には、その内容を十分審査し、適正と認められる場合には受理する。

2 前項に規定する審査の結果、是正・改善計画の履行が確認できない場合は、社会福祉施

設の事務所等において是正指導を行うとともに、期限を定めて是正・改善状況の報告を受ける。

3 前項に規定する是正指導後においても、是正・改善計画の履行を特段の理由がなく怠っていると認められる場合は、第4条第3項に基づく特別指導監査を実施する。

4 指導監査において繰り返し是正指導したにもかかわらず、なお改善がなされていないものについては、必要に応じて法令等に基づく処分を行う。

(改善指導事項等の基準)

第14条 改善指導事項の基準は、次のとおりとする。

(1) 福祉関係法令、福祉関係通知に明らかに違反する場合で適正な施設運営を確保する観点から、必要と認められる事項とする。

(2) 福祉関係法令以外で、当該法令所管機関から指導を受けながら改善していない場合など施設運営等において重大な支障が生じている場合又は生じるおそれがある場合とする。

2 助言指導事項の基準は、次のとおりとする。

(1) 福祉関係法令(軽微なものに限る。)及び福祉関係法令以外の関連法令等に違反する事項とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は改善指導とすることができる。

(2) 改善指導事項に該当するが、法人等が自ら改善に取り組んでいると認められる場合であって、法人等だけでは是正・改善が行えないなど特別な事情により是正・改善が遅延している場合に限り助言指導事項とすることができる。

(結果の活用)

第15条 指導監査の結果を関係課等及び当該社会福祉施設を経営する法人を所管する市の指導監査担当部署に情報提供する。

(監査結果の報告)

第16条 指導監査の結果を所定の手続きに従い、厚生労働省に報告する。

(監査結果の公表)

第17条 福祉指導課で集約した指導監査の結果及び法人からの改善報告については、別途定めるところにより、公表を行うものとする。

(関係課等との連携)

第18条 常に関係課等との連携を密にし、指導監査の円滑な実施に努める。

2 指導監査方針の策定、指導監査の実施及び指導監査結果の処理について、関係課等と十分な連携を図る。

(研修)

第19条 指導監査職員に対する研修計画を定めて、定期的に研修を実施する。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。